

第一章 総則

- 第1条 本会は、学校法人今村学園 今村学園ライセンスアカデミー同窓会「いずみ会」と称する。
- 第2条 本会員の正会員は、今村学園の卒業生で組織する。
- 第3条 今村学園の職員は、特別会員とする。
- 第4条 本会は、会員相互の親睦・会員のための地位向上・資格取得を図る。
- 第5条 本会は、今村学園の発展と学生の技術向上に寄与する。

第二章 組織及び役員

- 第6条 本会は、次の組織を置く。
1. 総会（同窓会） 2. 理事会
- 第7条 本会の事務局を、鹿児島市新屋敷町2番10号 学校法人今村学園に置く。
- 第8条 本会は、次の役員を置く。役員はいずみ会会員（特別会員を含む）より選出する。但し、会計監査は外部委託することができる。
- 会長（1名）、副会長（1～2名）、常務理事（各部長の4名）、監事（2名）、副部長（4名）、事務・会計（1名）
- なお、部長または副部長の1名は学園卒業職員とする。副会長は部長を兼ねることができる。
- 第9条 役員任期は2年とし、重任を妨げない。任期満了にて退任し、理事会が選出し総会に報告する。辞任希望者が無い場合は自動延長2年とする。なお、欠員補充の任期は前任者の残存期間とする。
- 第10条 役員地位のみによって手当は支給しない。ただし、その職務を遂行するために要した実費は支給する。事務局に対しても同様とする。なお、手当額・事務費用については理事会に諮るものとする。
- 第11条 賛助会員をもうけることができる。
- 第12条 懇親会の出席には、講師、取引業者、就職先企業、会員家族などを含むことができる。

第三章 会議

- 第13条 理事会は、第8条で選出された役員及び学園理事長、学校長で構成する。
- 第14条 理事会は、総会前又は臨時にこれを開き下記の事項を行う。
1. 会則の改正 2. 役員を選出・解任 3. 同窓会準備 4. イベント 5. 会務会計の承認
6. 活動費の用途目的 7. 会の解散 8. その他の協議
- 第15条 理事会の議長は原則会長又は副会長が行う。協議可決を行う場合、会員の過半数以上（委任状及び電磁的意思表示を含む）の出席のもと過半数をもって決する。なお、同数の場合は議長が決定する。
- 第16条 総会を開くときは、原則として当該年の9月第2日曜日とする。

第四章 目的

- 第17条 卒業生の親睦を深める同窓会の開催。
- 第18条 調理師、栄養士、製菓衛生師、柔道整復師の各業界における現状に関する情報提供。

第 19 条 「専門調理師」「管理栄養士」「菓子製造技能士」「上級トレーニング指導者」取得についての研修。

第 20 条 学校法人今村学園及び今村学園ライセンスアカデミーの発展。

第五章 事業・活動

第 21 条 本会の事業活動は 9 月 1 日より翌年 8 月 31 日まで行う。

第 22 条 本会は、下記の事業・活動を行う。

1. 同窓会の開催
2. 同窓会新聞等の発行
3. 学園行事への参加
4. 学園行事への協力
5. 講習会、講演会などの開催及び諸研修会への参加
6. 実習指導及び校外実習指導
7. 優秀学生表彰
8. 永年貢献表彰
9. 社会奉仕活動
10. 就職、再就職の斡旋、人材派遣
11. イベントへの協力
12. 在校生のコンクール、各種行事等への参加支援

第六章 会計

第 23 条 卒業生は会員費として卒業時にのみ 10,000 円を納入する。

第 24 条 各部会へ協力費として、いずみ会会員費より支出することができる。

第 25 条 本会の会計年度は 9 月 1 日より翌年 8 月 31 日までとし、年度終了後直ちに監査を受ける。

第 26 条 本会の会計監査及び次年度の予算案を理事会で承認し、総会又はオンラインにより報告する。

第七章 改正

第 27 条 会則及び役員に改正及び改選が生じた場合は、第 13 条、第 14 条、第 15 条に則り改正・解任し総会に報告する。

第八章 附則

附則 この会則は、平成 15 年 9 月 7 日から施行する。

附則 この会則は、平成 16 年 9 月 5 日から施行する。

附則 この会則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この会則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この会則は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

附則 この会則は、令和 6 年 9 月 16 日から施行する。